

コメントの内容及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの内容	金融庁の考え方
1	削る意味は何ですか	現行では、アクティブ運用型上場投資信託の流動性が十分に確保されないおそれがあるため、金融商品債務引受業の対象取引である証券投資信託について、その範囲を拡大する観点から、当該証券投資信託の信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場における指標の変動率に一致させるよう運用する旨を投資信託約款に定めたものに限る規定を削除する必要があるものです。
2	反対	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
3	本改正に反対である。 社会の混乱や不適切な投資・資金移動等を抑えるために、証券投資信託の信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場における指標の変動率に一致させるよう運用する旨の記載は必要性があるものと考える。 意見は以上である。	